

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 十 九 年 四 月 二 十 七 日

目 次

監査委員告示

○ 財政的援助団体監査の結果に基づいて講じた措置
○ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
等

(監 査 委 員)

一

(同)

六

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成十八年度財政的援助団体監査の結果に基づいて講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県監査委員	木 股 米 夫
岐阜県監査委員	市 川 尚 子
岐阜県監査委員	帆 刈 信 一
岐阜県監査委員	河 合 洌
岐阜県監査委員	水 谷 雄 二
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄

監査の結果に基づいて岐阜県知事等関係機関が講じた措置
(出資・出捐団体)
健康福祉部

健康福祉部

所管課	団体名	区分	監査結果による指摘事項等	講 じ た 措 置
健康福祉政策課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指導	【飛騨寿楽苑】社会福祉法人岐阜県福祉事業団内の他施設に対する資金の繰替使用について、繰替えた資金が年度内に補てんされていないので、	平成19年3月28日、当該より社会福祉法人岐阜県福祉事業団に対し、繰越金等の繰替使用については、法令等に基づき、適切に取り扱うよう、文

今後は適切に処理されたい。	書で指導しました。 平成19年 4月13日、当該事業団より、対応措置の報告を得ました。																								
【幸報苑】 給食費の支出事務において、31,609円を支払うべきところ、34,014円が支払われていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	平成19年 3月28日、当該課より社会福祉法人岐阜県福祉事業団に対し、過払金の精算行為に係る処理結果を報告するとともに、今後は事業団の経理規程及び同取扱要領に定める方法により適正に処理するよう文書で指導しました。 平成19年 4月13日、当該事業団より、対応措置の報告を得ました。 なお、過払い分2,405円は、平成19年 1月18日に、当該事業者から返納されました。																								
【幸報苑】 入所者からの預かり金74,000円を職員が不正に流用した事案が見られたので、今後は内部牽制体制等を検討し再発防止に努められたい。	平成19年 3月28日、当該課より社会福祉法人岐阜県福祉事業団に対し、対応策について報告するとともに、再発防止の徹底に努めるよう文書で指導しました。 平成19年 4月13日、当該事業団より、以下のおり対応措置の報告を得ました。 当該事業団においては、不正流用発覚後、現金の保管方法、内部牽制体制の見直しを行い、適正管理に努めています。また、幸報苑で新たに制定した																								

		財団法人 岐阜県健康長寿財団		指導	健康法実践リーダー友の会活動助成金の交付事務において、交付金額に誤りはないが、額の確定通知書への記載金額に誤りがあったので、今後は適正に処理されたい。	平成19年3月28日、当該事業団より、対応措置の報告を得ました。
				指導	会議費の支出事務において、予算管理責任者の署名による事前承認を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。	平成19年4月6日、財団法人岐阜県健康長寿財団より、当該に対して是正報告が文書により提出されました。
				指導	財団法人結核予防会岐阜県支部事業である競輪選手の身体検査にかかる単価契約事務において、見積書を徴することなく契約を締結していたので、今後は適正に処理されたい。	
産業労働部						
所管課	団体名	区分	指摘	講じた措置		
中小企業課	財団法人岐阜県産業経済振興センター	指摘	プラント設備に係る設備リース事業において、業者が当該設備を設置したところ、その設置が文化財保護法等法令に抵触するという事案が認められたので、今後は適正な貸付審査及び事務に努めるとともに、当該事案について今後の推移に十分留意し、適正に処理されたい。	財団法人岐阜県産業経済振興センターにおいては、業者から県教育委員会を通じて文化庁に提出された回答書に基づき、平成19年7月31日までに原状回復を行うよう、強い要請を続けています。また、設備導入事業に係る運営要綱や具体的事務手続についての改正も行い、貸付審査や事務の適		
		情報産業課		財団法人ソフトビジョン	指導	共同研究「インターネット型レスキューロボットの開発」委託業務の検査において、検査員の指定が行われず、事前決裁書の起案者が検査を行っていたので、今後は適切に処理されたい。
		ぎふアラント振興課		財団法人岐阜県産業デザインセンター	指導	グループデザインシティ・GIEU工房定期建物賃貸借の契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 見積書を徴することなく契約を締結していた。 2 検査調書が作成されていない。
		財団法人セラミックスパーク美濃		指導	施設使用料の収入事務において、規程では当該利用日までに使用料を全額納入すべきところを、一部後納扱いとしていたので、今後	財団法人岐阜県産業経済振興センターにおいては、指導を受け平成18年12月13日より消耗品出納簿の整備を行い、受入、払出及び残高の管理を行っています。当該において、今後も適正な管理がなされるよう指導します。
				当課が、公益法人定期検査を実施した際、予備監査の結果に基づき財団法人セラミックスパーク美濃に対して左記の事項に	当課より財団法人ソフトビジョンに対して、今後は、当該契約の事前決裁の起案者及び直接会計事務を担当する者以外を検査者として指定するよう指導しました。	

指導	は適正に処理されたい。	ついで確認したところ、次のとおり回答を得るとともに、現地での確認を行いました。
	自主事業特別会計の助成金支出事務において、前金での支出にもかかわらず履行確認がされていなかったため、今後は適正に処理されたい。	
指導	セラミックパークM I N O総合案内サービス業務の支払事務において、単価契約されていない割増単価での支払が行われていた事案があったので、今後は適正に処理されたい。	1 セラミックパークM I N Oの利用料金等に関する規程第5条により後納にできる事例を内規で定め、適正な処理を行います。 2 助成金支出は18年度以降は予算化されており、今後も予定していないが、今後助成金を前金支出する場合においては、履行確認を行います。 3 現在締結している契約(18～19年度の2カ年契約)においても、残業時の割増単価の設定はないが、指導のあった事案以降は、割増単価での支払いはありません。今後割増での支払の必要性が生じた場合は、契約変更により対応します。 今後は、公益法人定期検査等の機会を捉えて、上記事項の履行状況を確認します。

農政部

所管課	団体名	区分	監査結果による指摘事項等	講じた措置
農政課	社団法人岐阜県農	指導	収入調定事務において、20日を超えて納期限が指定	当課が、社団法人岐阜県農畜産公社に対して補

畜産公社	正に処理されたい。	助事業の完了検査に併せて指導を行い、会計事務及び建設工事関係の事務について公社の会計処理規程等を再点検し、あいまいな部分については県の会計規則に準じる取扱いに改めるよう指示しました。 公社では、これを受け、関係規程について改正が必要な部分を改め、平成19年度から適用しており、公社の適正な管理運営に努めています。
	下請人の届出において、「下請人名簿」が提出されているが、これには日付の記載欄がなく、受理日、承認日が不明確となっていたので、今後は「岐阜県建設工事共通仕様書」第23号様式を参考とし適正に処理されたい。	

県土整備部

所管課	団体名	区分	監査結果による指摘事項等	講じた措置
建設政策課	財団法人岐阜県建設研究センター	指摘	県の道路台帳補正業務の受託事務において、年度内に業務が完了していないにも関わらず「委託業務完了届」を提出して、委託料の支払を受けていた。その後、不適正な事態を是正するため再検査を実施し、過払分は返納済となっているが、今後は適正に処理されたい。	当課において次のとおり財団法人岐阜県建設研究センターの対応措置について確認しました。 経費の執行に当たっては、執行基準を厳守する
		指導	交際費の支出事務において、財団法人岐阜県建設研究センター経費執行基準に定める範囲以外の者に対し、傷病見舞金が出金されていたので、今後は適正に処理	

		されたい。		とともに、傷病見舞金の支給できる範囲については、根本的な見直しを行い、平成19年1月4日付けで執行基準の改正を図った。					権者に関する規定は実態に即した内容に改正され、是正が図られました。		
	指導	情報ネットワークシステム保守業務委託料の検査事務において、検査員の指定が行われないまま、委託同の起案者以外の者が検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。		当課において次のとおり財団法人岐阜県建設研究所センターの対応措置について確認しました。 検査員の指定については、起案時における確認を徹底するとともに、検査事務の厳正処理に努めることとした。		指導	財団法人岐阜県浄水事業公社	指導	A重油及び灯油の単価契約において、競争入札とすべきところ、見積合わせによる随意契約が行われていたので、今後は適正に処理されたい。	当課より財団法人岐阜県浄水事業公社に対して、契約については、岐阜県会計規則を遵守し、適正に処理するよう指導しました。	
		臨時雇用職員の賃金の支出事務において、平成18年4月21日に支給すべき平成18年3月16日から31日までの賃金を平成18年3月31日に支給していたので、今後は適正に処理されたい。		当課より岐阜県道路公社に対して、今後は、規則に基づき支給するよう指導しました。		指導	汚水ポンプ修繕工事において、機器の取り外し及び再設置に要する現場作業の日数が少なく、工場での作業に多くの日数を要していることや、第三者に対する影響も無いことから、工事請負業者による標識等の掲示が行われていなかったの で、今後は適正に設置するよう指導されたい。	指導	当課より財団法人岐阜県浄水事業公社に対して、今後は、工事請負業者に標識等の掲示を徹底するよう指導しました。		
道路建設課	岐阜県道路公社	指導	会議費の支出事務において、検査員の任命等が行われないまま、支出負担行為決議書の起案者以外の者が検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。		当課より岐阜県道路公社に対して、本社においては事業係長、各管理事務所においては事務次長を検査員に任命し検査を行うよう指導しました。		公共建築住宅課	岐阜県住宅供給公社	指導	下水道接続及び浄化槽解体工事において、1次下請負人3者、2次下請負人1者、3次下請負人1者で施工したにも関わらず、1次下請負人1者及び2次下請負人以降の2者から下請負人届けが提出されていないので、今後は適正に処理するよう指導されたい。	当課より岐阜県住宅供給公社に対して、今後は、すべての下請負人から下請負人届の提出を求めるよう指導しました。
都市建設部											
所管課	団体名	区分	監査結果による指摘事項等		講じた措置						
公共交通課	株式会社明知鉄道	指導	旅行命令権者について、旅行规程と実態が異なっている ので、是正もしくは规程の整備を図られたい。		当課において次の事項を確認しました。 旅費规程について、左記指導のあった旅行命令						

	いないので、今後は適切な対策を講じて作業者の安全確保を図るよう指導されたい。	
指導	平成17年度決算における一般会計の分譲事業及びその他事業については、事業損失がそれぞれ22,216千円、788千円となっているので、貴公社が策定した経営改善計画に基づき、各事業の黒字体質への転換を図られたい。	当該より岐阜県住宅供給公社に対して、経営改善計画に基づき、一般競争入札による未利用地の売却、賃貸住宅の入居率向上のためのPR活動等を実施し、収入を確保するとともに、職員の意識改革等を図り、より一層コスト削減に努力するよう指導しました。

教育委員会

所管課	団体名	区分	監査結果による指摘事項等	講 じ た 措 置
スポーツ健康課	財団法人岐阜県体育協会	指導	国民体育大会冬季大会岐阜県選手団ユニフォームの購入に係る単価契約事務において、競争入札とすべきところ見合わせによる随意契約が行われていたので、今後は適正に処理されたい。	当該より、契約事務(単価契約事務を含む)については、財団法人岐阜県体育協会の会計事務規程に基づいて適正に処理するよう指導しました。なお、平成18年度にも同様の単価契約事務案件がありました。指名競争入札により処理されていたことを確認しました。
	財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	指導	長良川スポーツラザ空調関係設備保守点検業務及び管理業務契約において、点検等実施月における支払額の算定根拠が明らかでなかったため、今後は適正に処理されたい。	当該より、外部委託契約においては、契約時に毎月の支払額の算定根拠が明確となるよう内訳を契約の相手先から徴収し、それを確認のうえ支払を行うよう指導しました。

	指導	岐阜マリンスポーツセンター安全管理業務における完了検査業務において、検査調書が作成されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	当該委託業務については、前払金による支出であり、事実上の確認は行っていたが、検査調書の作成漏れでした。当該においては財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団に対して、今後、特に前払金による委託業務等については、確認検査を適正に実施したことを証する検査調書を適宜なく作成するよう指導しました。
--	----	---	--

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十一条の三十一第一項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県監査委員	木 股 米 夫
岐阜県監査委員	市 川 尚 子
岐阜県監査委員	帆 刈 信 一
岐阜県監査委員	河 合 一 冽
岐阜県監査委員	水 谷 雄 二
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄

- 一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
- | | |
|--------|----------------|
| 氏 名 | 住 所 |
| 直 好 | 岐阜市上土屋二丁目三番三号 |
| 米 沢 久二 | 高山市八軒町二丁目九二番地 |
| 川 村 一孝 | 岐阜市巨勢中二丁目一〇番四号 |

高橋 浩彦 大垣市北切石町三丁目一五番地二
川崎 賢二 本巣郡北方町一本松一丁目三番地
後藤 久貴 愛知県春日井市松本町一丁目二番地三
後藤 聡 愛知県名古屋市中千種区四谷通三丁目一一番地一ロイヤルヴィーゼ四谷
通二〇二
二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間
平成十九年四月二十七日から平成二十年三月三十一日まで

平成十九年四月二十七日印刷
平成十九年四月二十七日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 文 芸 社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)